

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
国土交通省関係政令の整備に関する政令案に関する意見募集について

令和元年10月30日  
国土交通省  
総合政策局総務課  
都市局市街地整備課  
住宅局市街地建築課

国土交通省では、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令案の制定を検討しております。

つきましては、下記の要領にて、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令案について（別紙参照）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するほか、国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室において配付します。

3. 意見募集期間

令和元年10月30日（水）から令和元年11月28日（木）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-expr02@gxb.mlit.go.jp

国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室 意見募集担当 あて

※ テキスト形式を御使用ください。

③ 郵送

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室 意見募集担当 あて

5. 留意事項

別紙に記載された内容は現時点での案であり、今後形式的な変更が行われる可能性がありますので、あらかじめその旨御承知おきください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室 意見募集担当

電話番号 03-5253-8255

(意見提出様式)

国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室 意見募集担当 あて

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令案に対する意見

氏名又は名称	(フリガナ)
住所又は所在地	
連絡先	(電話番号)
	(メールアドレス)
御意見	(意見)
	(理由)